

別表2 課税標準の特例対象施設一覧表

(令和2年4月1日現在)

- 1 控除割合の欄の「資」とは資産割、「従」とは従業者割のことを示し、各々の欄の分数が控除割合を示すものですが、×は適用がないことを表します。
- 2 免税点の判定は、課税標準の特例控除前で行います。

整理番号	課税標準の特例対象施設等	控除割合		根拠法令
		資	従	
1	法人税法第2条第7号に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	法701の41 ①(1)
2	専修学校又は各種学校(学校法人又は私立学校法人が設置するものを除きます。)において直接教育の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	〃 ①(2)
3	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で一定のもの(注1)	$\frac{3}{4}$	×	〃 ①(3)
4	産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための一定の事業の用に供する施設のうち事務所以外のもの(注2)	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$	〃 ①(4)
5	家畜取引法に規定する家畜市場	$\frac{3}{4}$	×	〃 ①(5)
6	国等の補助等を受けて設置される消費地食肉冷蔵施設	$\frac{3}{4}$	×	〃 ①(6)
7	みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接製造の用に供する施設のうち包装、びん詰、たる詰等の作業のための施設以外のもの	$\frac{3}{4}$	×	〃 ①(7)
8	せり売・入札の売買の方法により定期的に又は継続して開場される木材取引のための市場 木材の加工・販売を業とする者がその事業の用に供する木材保管施設	$\frac{3}{4}$	×	〃 ①(8)
9	旅館業法に規定するホテル・旅館営業(風俗関係営業の届出を要するものを除きます。)の用に供する施設のうち、客室、食堂、広間、ロビー、浴室、厨房、機械室等の施設(注3)	$\frac{1}{2}$	×	〃 ①(9)
10	港湾施設のうち港務通信施設、旅客施設(旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所)及び船舶役務用施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	〃 ①(10)
11	港湾施設のうち上屋及び営業用倉庫(臨港地区内に所在するもの)	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$	〃 ①(11)
12	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばき施設(コンテナフレートステーション)	$\frac{1}{2}$	×	〃 ①(12)
13	港湾運送事業のうち一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋(臨港地区外に所在するもの)	$\frac{1}{2}$	×	〃 ①(13)
14	営業用倉庫(11及び18のものを除きます。)(注4)	$\frac{3}{4}$	×	〃 ①(14)
15	タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外のもの	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	〃 ①(15)

整理 番号	課 税 標 準 の 特 例 対 象 施 設 等	控 除 割 合		根 拠 法 令
		資	従	
1 6	公共の飛行場に設置される施設のうち格納庫、運航管理施設、航空機の整備施設等	1 — 2	1 — 2	法701の41 ①(16)
1 7	流通業務地区内（横浜市は該当しません。）に設置される荷物積卸施設、倉庫、上屋、卸売業等の用に供する店舗等	1 — 2	1 — 2	〃 ①(17)
1 8	流通業務地区内に設置される営業用倉庫	3 — 4	1 — 2	〃 ①(18)
1 9	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの	1 — 2	1 — 2	〃 ①(19)
2 0	常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除く。）の数と重度心身障害者である短時間労働者の数を合計した数に、精神障害者である短時間労働者の数に2分の1を乗じて得た数を加算した数が10人以上であり、かつ、常時雇用する労働者（短時間労働者を除く。）の総数に対する常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除く。）の数（当該心身障害者のうちに重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と重度心身障害者である短時間労働者の数を合計した数に、精神障害者である短時間労働者の数に2分の1を乗じて得た数を加算した数の割合が2分の1以上である事業所等（障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金及び雇用保険法施行規則第118条の3第1項の助成金の支給に係る施設等に限りません。）（注5）	1 — 2	×	〃 ②

地方税法附則による課税標準の特例 (令和2年4月1日現在)

整理番号	課税標準の特例対象施設等	控除割合		適用期限	根拠法令
		資	従		
2 1	沖縄振興特別措置法第7条第1項に規定する提出観光地形成促進計画において定められた同法第6条第2項第2号に規定する観光地促進形成地域において設置される同法第8条第1項に規定する特定民間観光関連施設のうち令和3年3月31日までに新設された施設	1 — 2	×	(法人) 当該事業所等が新設された日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで (個人) 当該事業所等が新設された日から5年を経過する日の属する年分	法附則33①
2 2	沖縄振興特別措置法第29条第1項に規定する提出情報通信産業振興計画において定められた同法第28条第2項第2号に規定する情報通信産業振興地域において設置される同法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する施設のうち令和3年3月31日までに新設された施設	1 — 2	×	(法人) 当該事業所等が新設された日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで (個人) 当該事業所等が新設された日から5年を経過する日の属する年分	法附則33②
2 3	沖縄振興特別措置法第35条の2第1項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において定められた同法第35条第2項第2号に規定する産業高度化・事業革新促進地域において設置される同法第3条第9号に規定する製造業等又は同条第10号に規定する産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設のうち令和3年3月31日までに新設された施設	1 — 2	×	(法人) 当該事業所等が新設された日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで (個人) 当該事業所等が新設された日から5年を経過する日の属する年分	法附則33③
2 4	沖縄振興特別措置法第42条第1項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において定められた同法第41条第2項第2号に規定する国際物流拠点産業集積地域において設置される同法第3条第11号に規定する国際物流拠点産業の用に供する施設に係る事業所等のうち令和3年3月31日までに新設された施設	1 — 2	×	(法人) 当該事業所等が新設された日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで (個人) 当該事業所等が新設された日から5年を経過する日の属する年分	法附則33④
2 5	特定農産加工業経営改善臨時措置法第3条第1項の規定による承認を受けた同法第2条第2項に規定する特定農産加工業者又は同法第3条第1項に規定する特定事業協同組合等が同法第4条第2項に規定する承認計画に従って実施する同法第3条第1項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設のうち農産加工品の生産の用に供する施設で一定のもの	1 — 4	×	(法人) 令和3年3月31日までに終了する事業年度分まで (個人) 令和2年分まで	法附則33⑤

整理 番号	課税標準の特例対象施設等	控除 割合		適用期限	根拠法令
		資	従		
26	平成29年4月1日から令和3年3月31日までの期間に子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助を政府より受けたものが行う認可外の事業所内保育施設	3 — 4	3 — 4	(法人) 当該事業を行う者が補助開始対象期間内に最初に当該政府の補助を受けた日の属する事業年度から当該補助を受けなくなった日前に終了した事業年度分まで (個人) 当該事業を行う者が補助開始日の属する年から当該補助を受けなくなった日の属する年分まで	法附則33⑥

(注1) 整理番号3 事業活動に伴う公害防止施設等

次に掲げる施設（専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されるものに限る。）が該当します。 [令56の53]

(1)	水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の污水又は廃液の処理施設及び下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの
(2)	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第5項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される同条第4項に規定する揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設で一定のもの
(3)	大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で一定のもの
(4)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの
(5)	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設
(6)	ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類（同条第1項に規定するダイオキシン類をいう。）の処理施設で一定のもの

(注2) 整理番号4 産業廃棄物等の処分施設等

次に掲げる施設で事務所以外の施設が該当します。

(1)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設
(2)	広域臨海環境整備センター法第19条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設
(3)	浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業の用に供する施設
(4)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設

(注3) 整理番号9 ホテル・旅館

ホテル及び旅館営業に係る課税標準の特例対象施設から、風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供される施設が除かれます。

(注4) 整理番号14 営業用倉庫

課税標準の特例の対象となる営業用倉庫は、倉庫業者が国土交通大臣の行う登録を受けたもので、その本来の事業の用に供する倉庫をいいます。

(注5) 整理番号20 心身障害者を多数雇用する事業所等

対象となる事業所等は、次図において(1)及び(2)の要件をいずれも満たす事業所等です。

雇用形態		常時雇用する労働者									
		短時間労働者以外	短時間労働者								
被雇用者	身体障害者	①	⑦								
	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">重度身体障害者</td> <td rowspan="2">}</td> <td rowspan="2">重度心身障害者</td> <td>②</td> <td>⑧</td> </tr> <tr> <td>重度知的障害者</td> <td>③</td> <td>⑨</td> </tr> </table>	重度身体障害者	}	重度心身障害者	②	⑧	重度知的障害者	③	⑨		
	重度身体障害者				}	重度心身障害者	②	⑧			
		重度知的障害者	③	⑨							
	知的障害者	④	⑩								
精神障害者	⑤	⑪									
心身障害者以外	⑥	⑫									

(1) 10人以上の判定

【平成22年7月1日以後】

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{8} + \textcircled{9} + \left\{ (\textcircled{7} + \textcircled{10} + \textcircled{11}) \times \frac{1}{2} \right\} \geq 10 \text{人}$$

【平成22年6月30日以前】

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{8} + \textcircled{9} + \left(\textcircled{11} \times \frac{1}{2} \right) \geq 10 \text{人}$$

(2) 2分の1以上の判定

【平成22年7月1日以後】

$$\frac{\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{8} + \textcircled{9} + \left\{ (\textcircled{7} + \textcircled{10} + \textcircled{11}) \times \frac{1}{2} \right\}}{\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{6} + \left\{ (\textcircled{7} + \textcircled{8} + \textcircled{9} + \textcircled{10} + \textcircled{11} + \textcircled{12}) \times \frac{1}{2} \right\}} \geq \frac{1}{2}$$

【平成22年6月30日以前】

$$\frac{\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{8} + \textcircled{9} + \left(\textcircled{11} \times \frac{1}{2} \right)}{\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{6}} \geq \frac{1}{2}$$